

将来にわたり持続可能な都市づくりに向けて

資料3

新潟市立地適正化計画

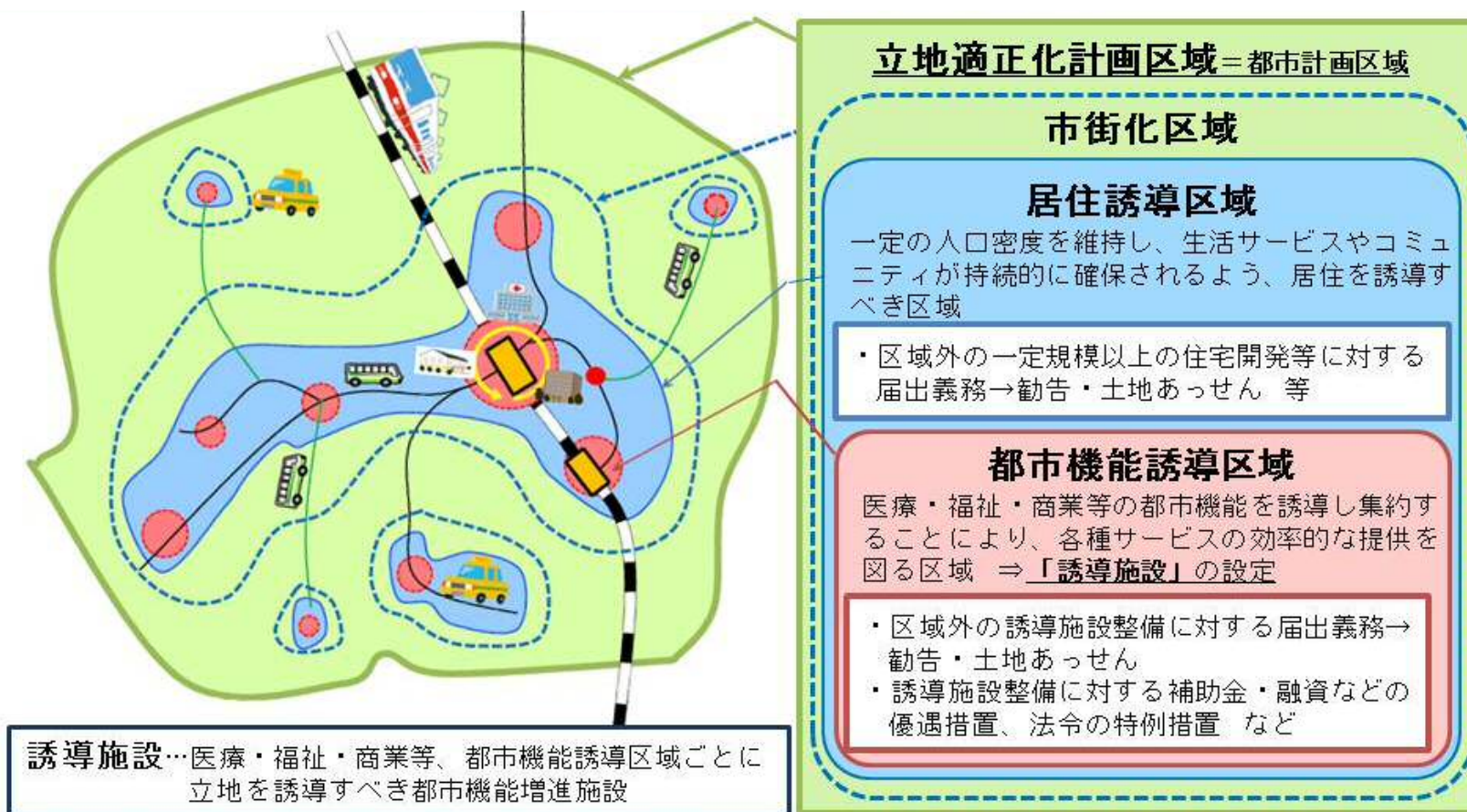
【計画策定検討の骨子】

平成28年8月10日
第1回 持続可能な都市づくり懇談会 資料

新潟市 都市計画課

立地適正化計画制度について ~国土交通省パンフレットより~

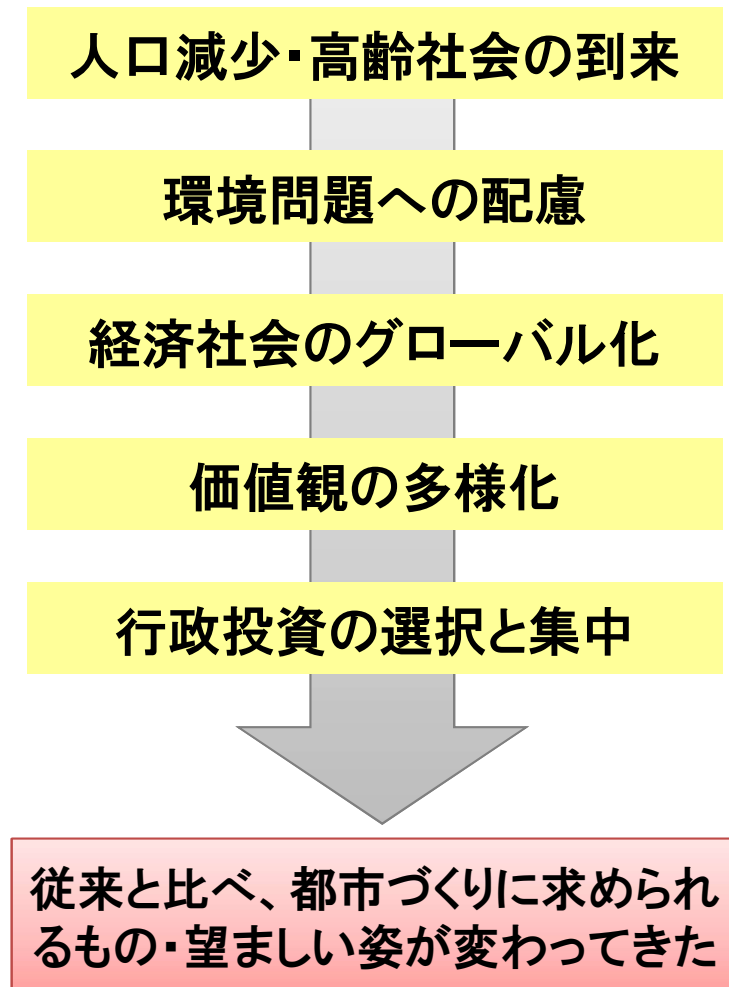
- 平成26年8月 都市再生特別措置法の一部改正し、立地適正化計画を制度化
- 全国の276都市が計画策定に取り組む（平成28年3月末現在）



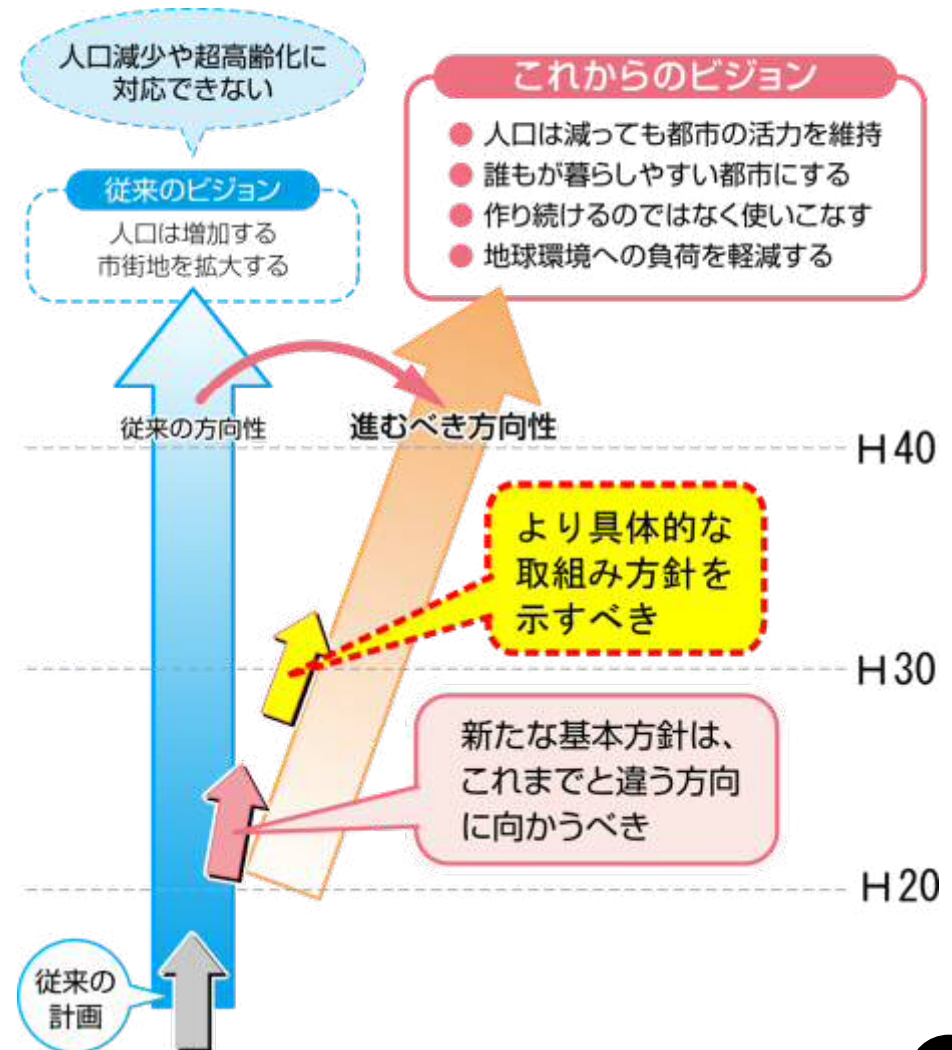
一定の区域に、お店や病院など日常生活に必要な様々な施設が立地し、その周辺に居住が集まる。

今後の都市づくりの方向 ～新潟市都市計画基本方針より～

○ 都市をめぐる状況の変化



○ 都市づくりの方向転換



1 立地適正化計画の策定に当たって

○ 計画策定の意義

本市では、平成20年7月に策定した「新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）」において、人口減少や超高齢化への対応を視野に入れ、従来の人口増加・市街地拡大の方向性を改め、成熟した社会に合わせた都市づくりの方向へと舵を切ることを示しています。

こうした都市構造の転換を図ることの意義としては、次のことが効果として期待でき、本計画をもとにした取組みを推進することとします。

このまま何もしないと		➔	本計画をもとに取組むと
<ul style="list-style-type: none">・拠点性が発揮されずまちの活力が低下・まち全体の魅力（賑わい）も消失	まちの活力		<ul style="list-style-type: none">・創造の連鎖を生み出し好循環を創出・多様な交流を促進し魅力や個性をアピール
<ul style="list-style-type: none">・身近な生活利便施設が不足してしまう・暮らしに不便を感じるようになる	暮らしやすさ		<ul style="list-style-type: none">・偏りのない人口構成を有した生活圏が構築・生活の利便性が維持された居住環境が形成
<ul style="list-style-type: none">・公共交通網の維持が困難になる・交通弱者の移動手段を失うことになる	移動の快適さ		<ul style="list-style-type: none">・交通手段が選択できるなど生活の質も高まる・健康寿命の延伸など健康づくりにも寄与
<ul style="list-style-type: none">・マイカー依存が進み環境負荷が増大・農村の恵みを都市が活かしきれなくなる	田園と都市の共生		<ul style="list-style-type: none">・多核連携型都市の実現をより具体化・安心安全の基盤づくり、自然環境の保全に貢献
<ul style="list-style-type: none">・インフラ資産の維持管理費用が不足（一人当たりの維持管理費用が増加）	都市経営コスト		<ul style="list-style-type: none">・公的サービスの効率化や公共施設の複合化、適正配置などにより利便性を維持

2 都市構造のさらなる充実に向けた土地利用の課題

都市が抱える
社会的課題

暮らしやすさ

移動の快適さ

まちの活力UP

田園と都市の共生

都市経営コスト改善

新潟らしいコンパクトなまちづくりを目指し、さらに都市構造の充実を図る必要があります。

歩いて暮らせるまちづくり

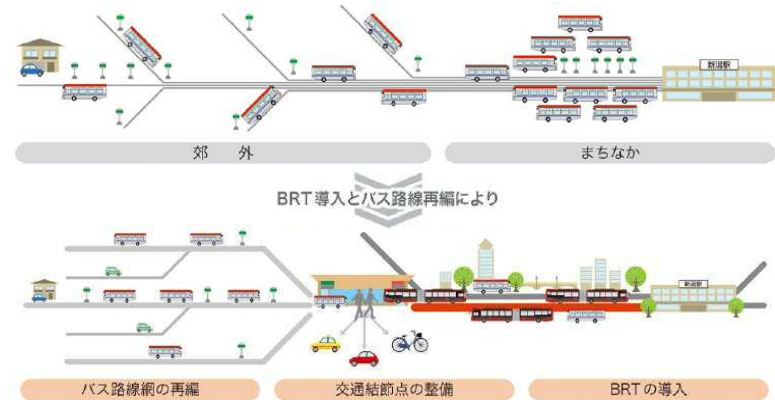


効果

- 外出機会・滞在時間増加により消費も拡大
- 健康寿命の延伸など健康づくりにも寄与

都市づくりの実践例

BRTを含めた新バスシステム



効果

- 郊外線バス運行本数が約450本増加
- 減少を続けていたバス総走行距離を5年間維持

さらなる効果を
発揮するための
土地利用の課題

- 拡大してきた市街地が低密度化しないよう一定のまとまりを確保
- 都心や地域拠点における都市機能の集積を図り拠点性を強化
- 地域特性と魅力・個性を活かした土地利用を図り交流人口を拡大

3 立地適正化計画の位置づけ

新潟市のまちづくり

<市政全般の総合的な指針>

にいがた未来ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略

即す

<各分野の基本計画>

産業、福祉、環境、都市計画、交通、住宅、景観など、
各分野の基本計画

農業構想

財産経営推進計画

環境基本計画

都市計画基本方針

拠点商業活性化
推進事業計画(各区)

企業立地基本計画

住まい環境基本計画

にいがた交通戦略プラン

⋮

⋮

即す

<相互に連携・整合して進める各分野の施策・事業>

産業、農業、福祉、環境、都市計画、交通、住宅、景観、防災、
文化、教育、国際交流など、各分野の施策・事業

都市計画の分野

<県の都市計画の方針>

**都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針**

即す

反映

<市の都市計画の方針>

新潟市都市計画基本方針

新潟市立地適正化計画

田園集落づくり制度 など

新潟市都市計画基本方針
(都市マスタープラン)
平成20年7月に策定

新潟市立地適正化計画

<計画概要>

- 対象範囲
都市計画区域
(主に市街化区域)
- 対象期間
概ね20年後
- 計画の内容
 - ①本市の現状と将来見通し
 - ②目指すべき都市の骨格構造
 - ③都市づくりの方針
 - ④誘導区域等の設定
誘導区域：都市機能・居住
誘導施設：都市機能
 - ⑤誘導施策
 - ⑥計画の目標
 - ⑦計画の評価

<策定予定>

- 平成29年3月

4 都市づくりの理念と基本目標

【理念】

【全市レベル】
持続的に発展する
政令市

【生活圏レベル】
誰もが暮らしやすい個性ある地域

【基本目標】

将来にわたり持続可能な
都市づくりの実現を図る

市民の暮らしの
「質」を高める

【取組方針】

- ◆ 広域交流拠点としての機能強化
- ◆ 多核連携の充実と自立
- ◆ 市街地と自然・田園の維持

都心

＜ステージ＞

地域拠点

生活拠点

＜共通の視点＞

ファシリティマネジメント、環境、文化、観光、景観、子育て、安全安心、
地域包括支援、医療 など

5 目指すべき都市の骨格構造

○ 将来都市構造

田園に包まれた多核連携型都市
—新潟らしいコンパクトなまちづくり—



6 誘導区域等の設定

○ 区域のあり方

- ◆人口減少や超高齢化がさらに進捗したとしても、居住や都市機能が確保・維持され、本市の持続的な成長を支える区域とする。
- ◆区域設定にあたっては、すべての人口や都市機能の集約を図ろうとするものではなく、多様な暮らしを実現できる区域として設定する。

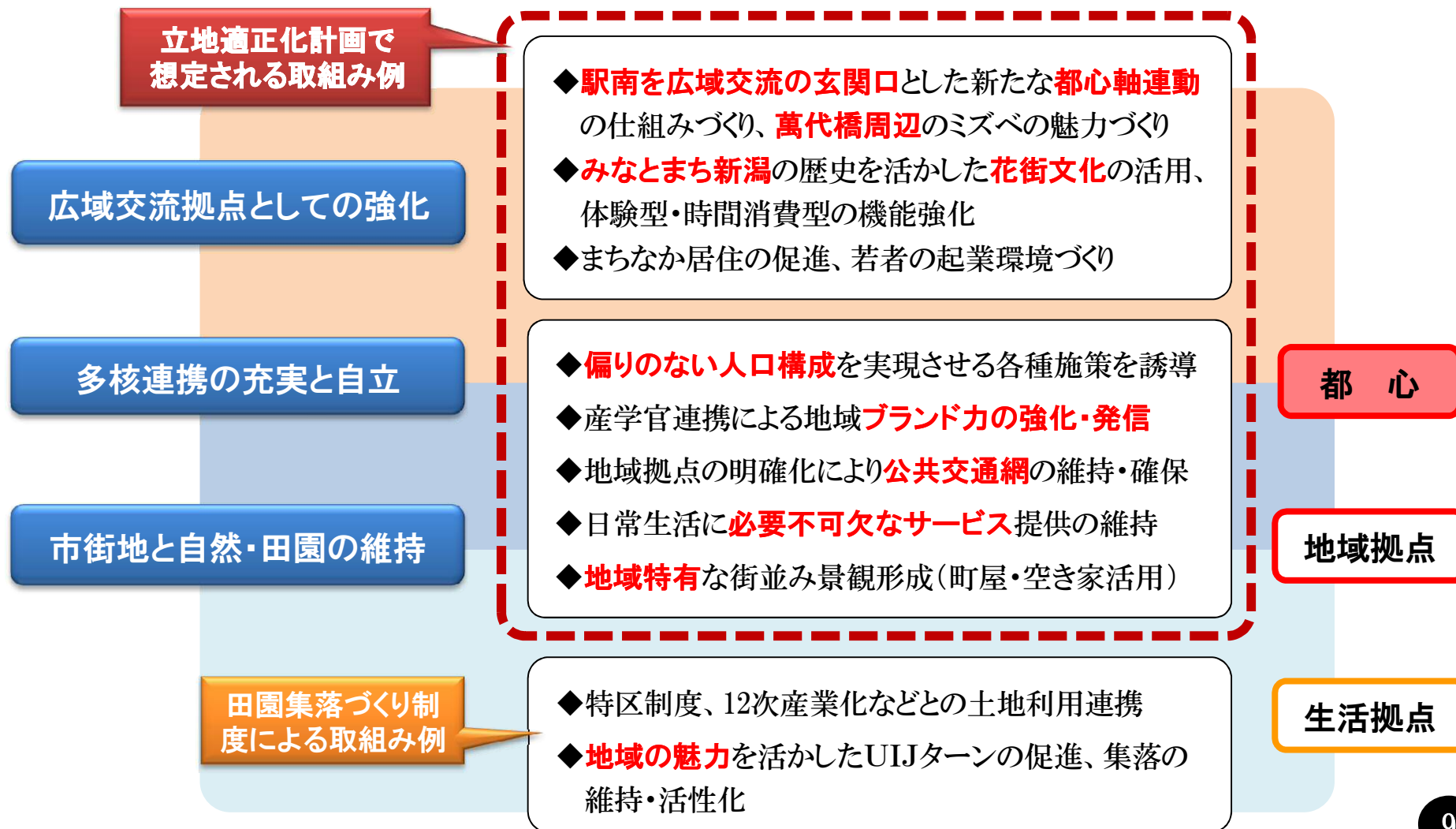
○ 区域設定の定義

都市計画区域(市域)	市街化区域	計画的な市街化を図る区域
	居住誘導区域	将来にわたり居住の柱となる区域
	都市機能誘導区域	拠点性を高めるため必要な機能集積を図る区域
	それ以外	既存の都市基盤を活かした暮らしを続ける区域
	市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域

※「誘導」とは、長期的に、緩やかに、住む場所や各種施設の立地を推奨するもので、強制的に集めようとするものではありません。

7 都市づくりの取組方針（課題解決のシナリオ）

- **創造の連鎖を生み出す好循環**を創出する、適正な土地利用を緩やかに誘導
- 本市の地域特性と魅力・個性を活かした**多様な交流**を促進



9 策定スケジュール

